

質 疑 ・ 回 答 書

令和4年8月4日

| No. | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 1 | 発注仕様書 第2章 電気設備工事 第4節 各種手続き ・受電契約関係 「2.受電契約の・・・引き渡し日まで電気料金は受注者が支払うこと。」とありますが、受注者が電気料金を支払うことは必要でしょうか。 | 当該仕様は工事の中で施設の受電契約を新たに行う場合の規定であるため、本工事では該当しません。(ただし、工事施工のために用いる仮設電源や現場事務所等の電気料金は受注者の負担です。) |

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)